

信達福祉社会 あつかし荘、梁川ホーム、川俣ホームご利用料金表

平成29年4月1日現在

ご利用料金

=

サービス費

+

加算料金

+

基本料金

+

その他

※加算料金は各施設で異なります。

介護保険負担割合 1割負担の方

項目		日額	月額※30日	備考		
介護福祉施設サービス費	多床室 要介護1	¥547	¥16,410	要介護度別、負担割合別の料金となります。		
	要介護2	¥614	¥18,420			
	従来型個室 要介護3	¥682	¥20,460			
	要介護4	¥749	¥22,470			
	要介護5	¥814	¥24,420			
介護保険分 加算料金	精神科医療養指導加算	¥5	¥150	精神科医師の回診を月2回以上実施していることで、すべての方に加算となります。		
	看護体制加算Ⅰ	¥4	¥120	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。		
	看護体制加算Ⅱイ	¥13	¥390	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。		
	看護体制加算Ⅱロ	¥8	¥240	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。		
	日常生活継続支援加算	¥36	¥1,080	要介護度の高い入所者の入所割合が一定基準を越えることにより、すべての方に加算となります。		
	夜勤職員配置加算	¥13	¥390	夕方から翌朝にかけての時間帯に配置する職員の総労働時間が一定要件を上回っている場合に、すべての方に加算となります。		
	初期加算	¥30	¥900	入所された日から30日間及び、30日を超える入院後再入所した日から30日間加算となります。		
	個別機能訓練加算	¥12	¥360	個別機能訓練計画に同意いただき、個別機能訓練の開始日から加算となります。		
	栄養マネジメント加算	¥14	¥420	栄養ケア計画に同意をいただいた日から加算となります。		
	口腔衛生管理体制加算	—	¥30	月額となります。歯科医師又は歯科衛生士による指導を月1回以上受けていることで、すべての方に加算となります。		
	口腔衛生管理加算	—	¥110	月額となります。歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上行った場合に加算されます。		
	経口維持加算Ⅰ	—	¥400	月額となります。医師又は歯科医師の指示に基づき、計画に同意いただいた月から加算となります。		
	経口維持加算Ⅱ	—	¥100	月額となります。医師又は歯科医師の指示に基づき、計画に同意いただいた月から加算となります。		
	療養食加算	¥18	¥540	医師の指示に基づき、計画に同意いただいた日から加算となります。		
	外泊時費用	¥246	—	入院等の外泊の場合、月6日を限度として加算されます。但し、外泊の初日及び最終日は除きます。		
	看取り介護加算	—	—	死亡日以前4日以上30日以下：144円/日 死亡日前日及び前々日：680円/日 死亡日：1,280円/日 医師の説明を受け、看取り介護の計画に同意いただいた上で加算算定となります。		
介護職員処遇改善加算	—	—	利用月に算定した合計単位数の8.3%に相当する額がすべての方に加算となります。			
自己負担分 基本料金（設定額）	食費	¥300	¥9,000	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第一段階と認定された方。		
		¥1,380	¥390	¥11,700	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第二段階と認定された方。	
		¥650	¥19,500	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第三段階と認定された方。		
	¥1,430	¥1,430	¥42,900	第一、第二、第三段階以外の方。		
	居住費	多床室	¥840	¥0	¥0	第一段階
			¥370	¥11,100	第二～第三段階	
		従来型個室	¥890	¥890	¥26,700	第四段階
			¥1,150	¥320	¥9,600	第一段階
				¥420	¥12,600	第二段階
	¥820	¥24,600	第三段階			
¥1,200	¥1,200	¥36,000	第四段階			
金銭管理サービス費	—	—	¥1,500	月額となります。		
その他	理美容代	—	—	¥1,500～	ご希望により実施いたします。料金は各施設で異なります。	
	電気料(テレビ)	—	—	¥500	月額となります。お持ち込みの際はお申し付けください。	
	電気料(電気剃刀、その他)	—	—	¥100	月額となります。お持ち込みの際はお申し付けください。	
	その他	—	—	実費	上記に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。	

信達福祉会 あつかし荘、梁川ホーム、川俣ホームご利用料金表

平成29年4月1日現在

ご利用料金

=

サービス費

+

加算料金

+

基本料金

+ その他

※加算料金は各施設で異なります。

介護保険負担割合 2割負担の方

項目		日額	月額※30日	備考		
介護保険分	介護福祉施設サービス費 多床室・従来型個室	要介護1	¥1,094	¥32,820	要介護度別、負担割合別の料金となります。	
		要介護2	¥1,228	¥36,840		
		要介護3	¥1,364	¥40,920		
		要介護4	¥1,498	¥44,940		
		要介護5	¥1,628	¥48,840		
	加算料金	精神科医療養指導加算	¥10	¥300	精神科医師の回診を月2回以上実施していることで、すべての方に加算となります。	
		看護体制加算Ⅰ	¥8	¥240	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。	
		看護体制加算Ⅱイ	¥26	¥780	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。	
		看護体制加算Ⅱロ	¥16	¥480	一定の看護師の配置要件を満たすことにより、すべての方に加算となります。	
		日常生活継続支援加算	¥72	¥2,160	要介護度の高い入所者の入所割合が一定基準を越えることにより、すべての方に加算となります。	
		夜勤職員配置加算	¥26	¥780	夕方から翌朝にかけての時間帯に配置する職員の総労働時間が一定要件を上回っている場合に、すべての方に加算となります。	
		初期加算	¥60	¥1,800	入所された日から30日間及び、30日を超える入院後再入所した日から30日間加算となります。	
		個別機能訓練加算	¥24	¥720	個別機能訓練計画に同意いただき、個別機能訓練の開始日から加算となります。	
		栄養マネジメント加算	¥28	¥840	栄養ケア計画に同意をいただいた日から加算となります。	
		口腔衛生管理体制加算	—	¥60	月額となります。歯科医師又は歯科衛生士による指導を月1回以上受けていることで、すべての方に加算となります。	
		口腔衛生管理加算	—	¥220	月額となります。歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上行った場合に加算されます。	
		経口維持加算Ⅰ	—	¥800	月額となります。医師又は歯科医師の指示に基づき、計画に同意いただいた月から加算となります。	
		経口維持加算Ⅱ	—	¥200	月額となります。医師又は歯科医師の指示に基づき、計画に同意いただいた月から加算となります。	
		療養食加算	¥36	¥1,080	医師の指示に基づき、計画に同意いただいた日から加算となります。	
		外泊時費用	¥492	—	入院等の外泊の場合、月6日を限度として加算されます。但し、外泊の初日及び最終日は除きます。	
看取り介護加算	—	—	死亡日以前4日以上30日以下:288円/日 死亡日前日及び前々日:1,360円/日 死亡日:2,560円/日 医師の説明を受け、看取り介護の計画に同意いただいた上で加算算定となります。			
介護職員処遇改善加算	—	—	※利用月に算定した合計単位数の8.3%の2倍に相当する額がすべての方に加算となります。			
自己負担分	基本料金(設定額)	食費	¥300	¥9,000	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第一段階と認定された方。	
			¥1,380	¥390	¥11,700	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第二段階と認定された方。
			¥650	¥19,500	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、第三段階と認定された方。	
		¥1,430	¥1,430	¥42,900	第一、第二、第三段階以外の方。	
	居住費	多床室	¥840	¥0	¥0	第一段階
			¥890	¥370	¥11,100	第二～第三段階
		従来型個室	¥890	¥890	¥26,700	第四段階
			¥1,150	¥320	¥9,600	第一段階
			¥1,150	¥420	¥12,600	第二段階
			¥1,200	¥820	¥24,600	第三段階
	¥1,200	¥1,200	¥36,000	第四段階		
	金銭管理サービス費	—	—	¥1,500	月額となります。	
	その他	理美容代	—	—	¥1,500～	ご希望により実施いたします。料金は各施設で異なります。
		電気料(テレビ)	—	—	¥500	月額となります。お持ち込みの際はお申し付けください。
		電気料(電気剃刀、その他)	—	—	¥100	月額となります。お持ち込みの際はお申し付けください。
その他		—	—	—	実費 上記に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。	